

議案第48号資料

鶴ヶ島市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現 行
第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに <u>応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。